山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(案)

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例(昭和50年3月県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企画振興部」を「みらい企画創造部」に改め、同項第3号中「子育て推進部」を「子育て若者応援部」に改め、同項第5号中「商工労働部」を「産業労働部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の山形県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第 2条第1項第1号に規定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それ ぞれ改正後の山形県議会委員会条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第1号に規 定する総務委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、この条例の施行の際現 に旧条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委員長、副委員長及び委 員である者は、それぞれ新条例第2条第1項第5号に規定する商工労働観光委員会の委 員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する常任委員会に付託されている事件は、 それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託さ れたものとする。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和2年3月17日

山形県議会議長 金澤 忠 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 奥 山 誠 治

(提案理由)

山形県部設置条例の一部改正に伴い、山形県議会委員会条例の一部を改正する必要があるので提案するものである。